

大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨を規定したものである。

【解説】

市町村が乳児等通園支援事業を認可するときは、当該乳児等通園支援事業が、市町村が定める条例に適合するか審査する旨が法第34条の15第3項に規定されている。

市町村が定める条例は、その基準が児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保しなければならないと法第34条の16第1項に規定され、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるとされおり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）が公布されたことを受けて、本条例を定めたものである。

なお、一般的に、政省令に定められた基準の多くは技術的・細目的事項であり、これらについては、全て条例に定めるよう義務付けられているものではなく、いかなる事項を条例に規定し、いかなる事項を条例から規則へ委任するかは、市町村に裁量があるものと解されている。

そのため、条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を規定することとし、その他は規則で定めることとした。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

【解説】

用語の定義の重複規定を避けるため、条例において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例によることとした。

また、このように規定したため、条例（規則を含む。）で使用する用語は、その定義を省いて

使用している部分がある。そのため、条例（規則を含む。）の解釈にあたっては、必要に応じて法及び省令を参照する必要がある。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

【趣旨】

乳児等通園支援事業の認可基準となる条例を定めることの目的として、基本理念を規定したものである。

【解説】

乳児等通園支援事業の認可は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するために行うことから、条例の基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものでなければならないことを明らかにしたものである。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

【趣旨】

省令の重要事項となる一般原則等として、この条例に定める基準の向上に関する規定を定めたものである。

【解説】

第1項では、条例に定める基準が認可にあたっての最低基準であることを明らかにし、乳児等通園支援事業者の状況により、市長が、大和市子ども・子育て会議の意見を聴いたうえで、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができること、また、第2項では、市は最低基準を常に向上させるように努めるものとすることを規定したものである。

なお、最低基準を超えた設備及び運営の向上については、例えば児童1人あたりの保育室の

面積以上の面積を確保することや、児童に対する保育士等の配置割合を手厚くすることなどが考えられる。しかし、具体的に勧告する場合にあっては、設備及び運営を向上させるために必要となる経費に対する配慮も必要になるものと思われる。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

【趣旨】

省令の重要事項となる一般原則等として、乳児等通園支援事業者が最低基準の向上に努めなければならないことを定めるものである。

【解説】

第1項では、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこと、第2項では、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者が最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないことを努力義務として定めたものである。

第2項の具体的な例としては、施設の老朽化等を理由として、最低基準は満たすものの施設規模を縮小するようなことをいたずらに行ってはならないことを規定したものである。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けな

ればならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

【趣旨】

第4条及び第5条に定めるもののほか、省令の重要事項となる一般原則を定めるものである。

【解説】

第1項は、乳児等通園支援事業を利用する乳幼児に接する基本的な理念を示したものであり、この規定を受けて、規則には利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止の規定が設けられている。

第2項は、乳児等通園支援事業の基本理念である全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を提供することの実現のために、地域及び護者との密接な連携が必要なことを明らかにしたものであり、規則には保護者との連絡に関する規定が設けられている。

第3項及び第4項は、保育の質を高めるために、運営の評価を行うことに関する規定である。保育の質の向上を図ることは、利用乳幼児にとって重要なことであることから、第3項の自己評価及び第4項の外部の者による評価については、指導監査の中でその実施の有無を確認することとなる。

第5項は、乳児等通園支援事業所には必要な設備を設けなければならないことを定めた規定である。具体的には建築基準法、消防法等による規定に加え、乳児等通園支援事業に特に必要とされる設備等について、規則に規定している。なお、居宅訪問型保育事業については、利用乳幼児の自宅で保育を提供することから、この項の規定は適用されない。

第6項は、乳児等通園支援事業所の構造設備等については利用乳幼児に十分配慮したものとすることの規定である。具体的には、採光、換気等は建築基準法等を満たすことを前提として、利用乳幼児に配慮した構造として、窓に指はさみ防止が施されているか、トイレ等が衛生的な状態に保たれているか等について、認可時、指導監査時において行政指導することとなる。なお、居宅訪問型保育については、前項同様この規定は適用されない。

(設備及び運営に関する最低基準)

第7条 最低基準は、第3条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

【趣旨】

条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を条例に規定することとしたことを受け、具体的な最低基準を規則に定めることを明らかにしたものである。

【解説】

最低基準は、第3条から第6条前までの規定に適合するよう規則に定めることを規定している。具体的には、安全計画の策定、職員、施設の基準等の規定がある。詳細については、大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める規則を参照。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第7条により規則に定めるもののほか、一般的な規定として、必要な事項を規則で定めることを明らかにしたものである。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

施行日を附則に規定するものである（令和7年12月25日施行）。